

大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン展示コンテンツ制作等業務 仕様書

1 業務名称

大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン展示コンテンツ制作等業務

2 業務目的

和歌山県は、令和7年（2025年）に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）における関西パビリオン内への和歌山ゾーンの出展に向け、令和5年6月8日に「大阪・関西万博関西パビリオン和歌山ゾーン出展基本計画」（以下「出展基本計画」という。）を策定・公表した。また、大阪・関西万博関西パビリオン和歌山ゾーン基本設計等業務委託を行い、「大阪・関西万博／和歌山ゾーン展示設備及び展示コンテンツの基本設計書」及び「展示設備に係る基本設計説明書及び基本設計図面」（以下「基本設計等」という。）を作成した。

本業務は、上記の出展基本計画及び基本設計等に基づき、展示コンテンツの詳細設計及び制作並びに制作したコンテンツが和歌山ゾーンにおいて適切に展示されるための調整等を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

本委託で実施する業務は、次の(1)～(7)とする。

和歌山ゾーンの事業実施体制として、出展基本計画及び基本設計等に基づき、和歌山ゾーン構築総合ディレクターが事業の総合監修を行うことを前提とする。また、今後、事業実施に当たり、展示設備制作等業務及び運営等業務についてそれぞれ受注者を別途選定する予定である。そのため、業務に当たっては、発注者及び関係者と十分に協議及び調整すること。

(1) トーテムに投影する映像に係る詳細設計及び制作

ア 詳細設計

(ア) 映像シナリオの確定

(イ) 設計図等の作成（映像シノプシス等）

(ウ) 映像の素材データを提供するアーティスト等の確定（提供依頼や調整を含む。）

イ 投影作品の制作（素材提供アーティスト等との調整や報酬支払いを含む。）

(2) 中央ステージでのパフォーマンスに係る詳細設計

ア 全体演出の方針の確定

イ 登壇者及び演目の確定

ウ 公演スケジュールの枠組みの作成

エ 登壇者への報酬の支払い

(3) カウンターバーで提供するフードメニューに係る詳細設計

ア フード提供に係る全体演出方針の確定

イ レシピ制作者及びレシピの確定（レシピ制作者への報酬支払いを含む。）

ウ 使用する食器・カトラリー等の調達又は制作

(4) カウンターバー壁面の意匠

- ア 詳細設計
- イ 制作
- ウ 設置

(5) 制作予算内訳書

(6) 工程計画作成

(7) その他

- ア 別に委託を予定する運営等業務受注者が運営計画を策定する際、和歌山ゾーンの適切かつ効率的な運営を実現するための本業務受注者としての見地からの助言等を行うこと。
- イ 発注者からの求めに応じ、業務に係る打合せを行い、議事録を作成すること。

5 業務内容についての留意事項

- (1) 業務に必要な関係官公庁等との協議、各種打合せ、資料作成、その他業務上必要となった事務等に協力すること。
- (2) 展示コンテンツは、ユニバーサルデザイン及び安全性に配慮したものとする。
- (3) 展示コンテンツは、SDGsの理念を考慮したものとするよう心がけること。
- (4) 関西パビリオン内での火気の使用は禁止とする。
- (5) フードメニューレシピの開発においては、搬入や現場での調理、提供等の利便性までを踏まえて実現性のあるレシピとすること。
- (6) 万博会期終了後の利活用を配慮した上で展示コンテンツの設計・制作を行うこと。

6 成果品、提出期限及び納品場所

- (1) 成果品として以下のものを納品すること。
 - ア 4 業務内容(1)から(4)までの展示コンテンツ 一式
 - イ 展示コンテンツに係る詳細設計説明書、詳細設計図等 5部
 - ウ 制作予算内訳書 5部
 - エ 工程計画書 5部
 - オ 上記アからエまでに係る電子データ 一式※成果品として、PDFデータのほか、編集可能なデータも併せて提出すること。
- (2) 提出期限は、県と協議の上決定すること。
- (3) 納品場所は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局万博推進課又は発注者の指示する場所とする。

7 成果品等についての留意事項

- (1) 受注者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等。ただし、素材提供アーティスト等から提供される作品であって、当該作品の著作権が当該提供者に帰属するものを除く。）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、発注者に帰属し、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
なお、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 成果品に対する責任の範囲

- (1) 受注者は、本業務終了後においても、成果品に契約不適合が発見された場合には、速やかに発注者の指示に基づき、成果品の補正を実施しなければならない。また、これらに要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から制作物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

9 業務実施に当たっての留意事項

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 業務計画

受注者は、業務の開始に当たっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

(3) 本業務に係る発注者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と緊密に連絡をとりながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

(4) 再委託について

業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、発注者と協議し、承認を得ること。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

イ 本業務の遂行に当たって収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底、電子データのパスワード設定等、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、和歌山県個人情報保護条例（平成8年3月29日条例第2号）の規定により、必要な措置を講じなければならない。

(6) その他

ア 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議の上、決定すること。

イ この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受注者が負担すること。

ウ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨とする。

エ 協賛社による物品提供、役務提供等があった場合、相当する委託総額は減額となる。